



欧州 CSDD 指令を見据えた持続可能なサプライチェーンへの対応

2023年1月、EUで企業のサステナビリティ情報開示の指令となるCSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive）が発効され、日本国内の企業の間でも急速に対応が進められています。そのCSRDと並行して議論されているのが「コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）」です。CSRDが情報開示に関する指令である一方で、CSDDDは、企業に「人権や環境に関するデュー・ディリジェンス」を義務化する指令です。欧州委員会は2022年2月、本指令案を発表していましたが、2023年12月14日にEU理事会と欧州議会により、暫定的に合意がなされました。CSRDの開示要求事項においてもデュー・ディリジェンス（以下、DD）のプロセス説明等が求められており、企業はCSRDとCSDDDの対応を連携させながら進めていくことが求められます。

CSDDDは、グローバル・サプライチェーンを通じて、企業が持続可能で責任ある行動を促進することを目的としています。具体的には、企業活動による人権侵害や環境影響を特定し、必要に応じて防止や緩和するプロセスを求めています。各国でESGに関連する法整備が進む中、本指令の成立は、法的安定性と公正な競争条件を確保する一助となると考えられています。

対象企業は、従業員500人以上かつグローバルでの売上額が1.5億ユーロを超えるEU域内の大企業と、繊維・皮革及び関連製品（履物を含む）の製造・卸売業、農業・林業・水産業（養殖業を含む）、食品製造業、農林水産物・食品・飲料の卸売業、鉱業、基礎金属製品・金属加工製品・鉱物製品の製造・卸売業などの特定セクター¹に関しては従業員250人以上かつグローバルでの売上額が4,000万ユーロを超えるEU域内の企業です。さらに同指令発効から3年後には、EU域内で売上が1.5億ユーロを超えるEU域外の大企業と、EU域内での売上が4,000万ユーロを超える特定セクターのEU域外企業にも適用される予定です。本指令では、義務に違反した場合の罰則についても定められています。

義務化されるDDの実施内容は、①DDを自社の方針に組み込む、②適切な措置を講じる、③通報メカニズムと苦情処理手順を確立する、④DD方針と対策の有効性をモニタリングする、⑤DDについて公表する、となっています。環境分野では、汚染や生物多様性の損失など環境に及ぼす悪影響に加え、気候変動については、自社の事業戦略が地球温暖化を1.5℃に抑えることに適合するよう移行計画（トランジション・プラン）を作成し、最善の努力を尽くして実施する義務も含まれています²。また、児童労働、強制労



© Copyright 2024 by the ERM International Group Limited and/or its affiliates ("ERM"). All rights reserved. No part of this work may be reproduced or transmitted in any form or by any means, without prior written permission of ERM.

¹ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0209_EN.html

² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_23_6599

働などの人権分野についても DD の対象となる他、影響を受けるステークホルダーとの対話等、エンゲージメントの実施も義務づけられています。CSDDD の付属文書には、児童労働や先住民の権利から生物多様性や廃棄物に至るまで、幅広いトピックをカバーする国際条約や欧州の法律、条約がリスト化されており、これらを考慮しながら対応を進める必要があります³。

欧州では CSDDD に留まらず DD の実施を法規制化する動きが進んでいます。例えば、2022 年 12 月には、EU においてバッテリー規則案が政治的に合意され、2024 年から順次適用される予定です⁴。それに伴い、日本（経産省）でも欧州バッテリー規則案に倣い、電池メーカーに対し、コバルト・ニッケル・リチウム・黒鉛の採掘・精錬・加工プロセス等における人権・環境リスクへの DD 試行事業を開始しています⁵。CSDDD だけでなく、関連する各国の法令や個別製品に関する規制についても対応を検討していく必要がある一方で、個々の規制に場当たり的に対応するのではなく、サプライチェーン管理を本質的に強化しておくことも重要です。人権・環境のリスクを踏まえたレジリエンスの高いサプライチェーン管理を進めることは安定的な供給にもつながります。

2018 年に経済開発協力機構（OECD）が策定した「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス⁶」では、DD は固定的なものではなく、動的なものであるべきとされています。これは、特定されたリスクに対応する仕組みを構築した後も、継続的なモニタリングを通して、現場の実態に合わせた改善を積み重ねていくことの重要性を示すものです。その動的な対応のためには、現地現物をよく理解している必要があります。ERM では、気候変動、水・大気・土壌汚染、生物多様性など環境分野だけでなく、人権分野の専門家もグローバルで密接に連携しながら、クライアントのサプライチェーン全体のマネジメントをご支援しています。方針策定、情報開示戦略から現場での運用支援まで一貫してご支援できる事から、クライアントにとって必要かつ最適なソリューションを提供することが可能です。ぜひ、ERM と一緒に、持続可能なサプライチェーン構築に向けた本質的な取組を進めていきませんか。

（岡山 奈央）

Newsletter 全般に関するお問合せ: ERM.JapanNewsletter@erm.com

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したことにより起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ではございますが、ERM.JapanNewsletter@erm.com までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。



ERM

イー・アール・エム日本株式会社

E-mail: ERM.JapanNewsletter@erm.com | Website: www.erm.com

³ [1_2_183888_annex_dir_susta_en.pdf \(europa.eu\)](#)

⁴ [Council and Parliament strike provisional deal to create a sustainable life cycle for batteries - Consilium \(europa.eu\)](#)

⁵ [03.pdf \(meti.go.jp\)](#)

⁶ [OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf](#)